

京都市消防局訓令乙第14号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織の編成及び運用に関する規程の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

京都市消防局長 杉 本 栄 一

第5条第3項中「, 第22条」を削る。

第6条第1項中「局本部長は,」の右に「平常警防態勢において必要があると認めるとき又は」を加え,「又は」を「若しくは」に改め,同条第2項中「増強警防態勢の発令」を「平常警防態勢において必要があると認めるときは,その都度発令し,増強警防態勢においては,当該増強警防態勢の発令」に改める。

第7条第1項中「増強警防態勢が発令されたときは」を「前条第1項に規定する非常召集が発令されたときは」に,「増強警防態勢」を「警防態勢の区分」に,「充てる」を「充て,なお不足する要員について召集する」に改め,同条第2項を削る。

第9条第1項中「増強警防態勢が長期化すること」を「災害対応の長期化」に,「当該増強警防態勢」を「警防態勢」に改める。

第14条の表市災害対策本部班の項中「当務の本部指揮救助隊長」を「総務部企画課長(本部室班長兼務)」に改める。

第17条を次のように改める。

(市災害対策本部の本部事務局員等の指名等)

第17条 消防局長(以下「局長」という。)は,京都市地域防災計画に定める本部事務局員及び情報連絡員(リエゾン)を指名しておくものとする。

2 局本部長は,京都市災害対策本部要綱別表第3に掲げる第3号体制以上の活動体制が発令されたとき(以下「第3号体制」という。)は,前項の本部事務局員及び情報連絡員(リエゾン)を市災害対策本部に派遣するものとする。ただし,第3号体制に至らない場合にあっても,局本部長が必要と認めるとき又は市災害対策本部の求めがあるときは,情報連絡員(リエゾン)を市災害対策本部に派遣するものとする。

第22条を次のように改める。

(区災害対策本部等の情報連絡員の指名等)

第22条 署長は、京都市地域防災計画に定める情報連絡員（リエゾン）を別に定めるところにより指名しておくものとする。

2 署本部長は、区災害対策本部等（支所本部を含む。以下同じ。）が設置されたときは、必要に応じ、前項の情報連絡員（リエゾン）を区災害対策本部等に派遣するものとする。

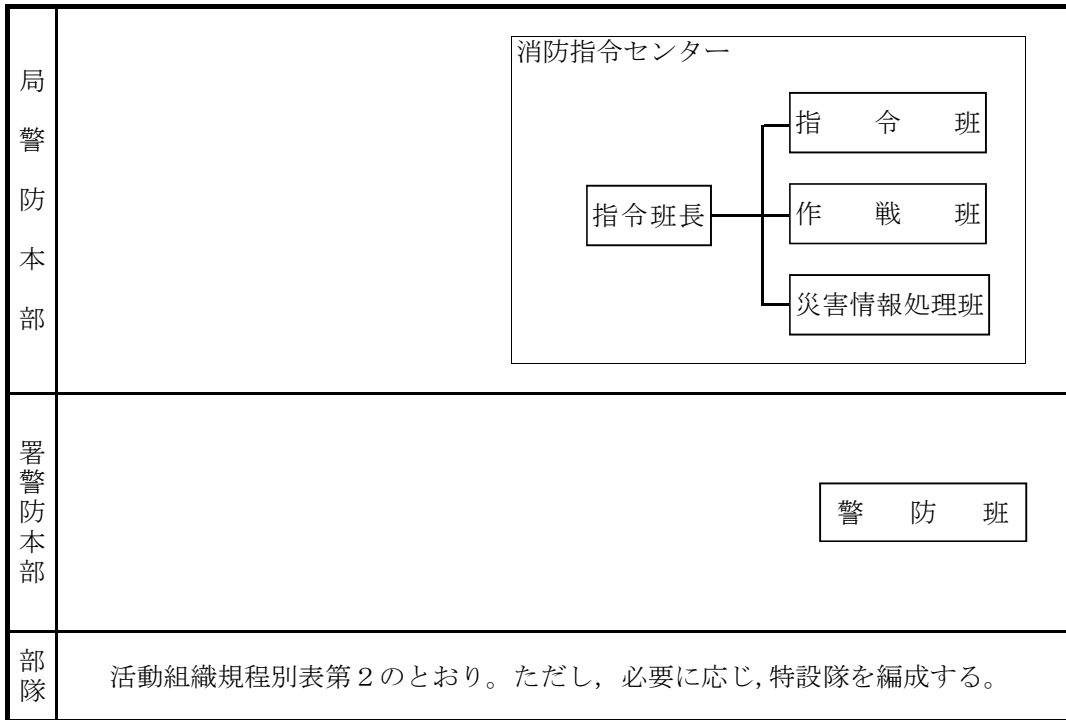
3 署本部長は、情報連絡員（リエゾン）を派遣したときは、速やかに局本部長に報告するものとする。

第23条の見出し中「署警防本部」を「警防本部の要員」に改める。

別表第1を次のように改める。

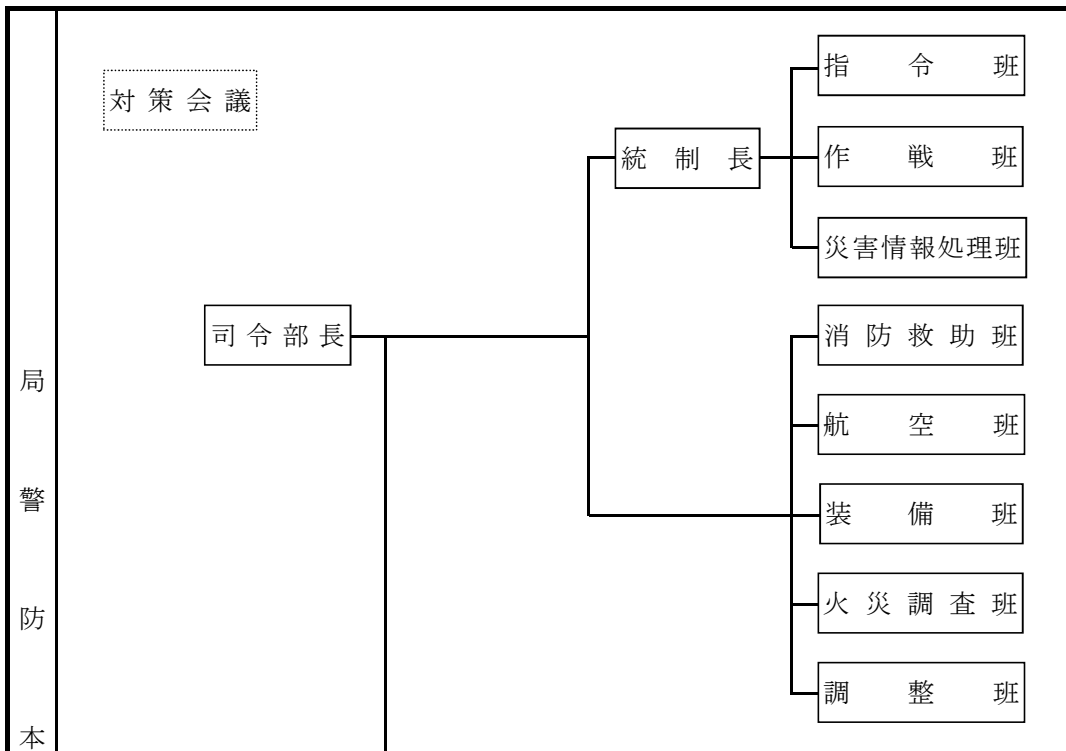
別表第1 (第4条関係)

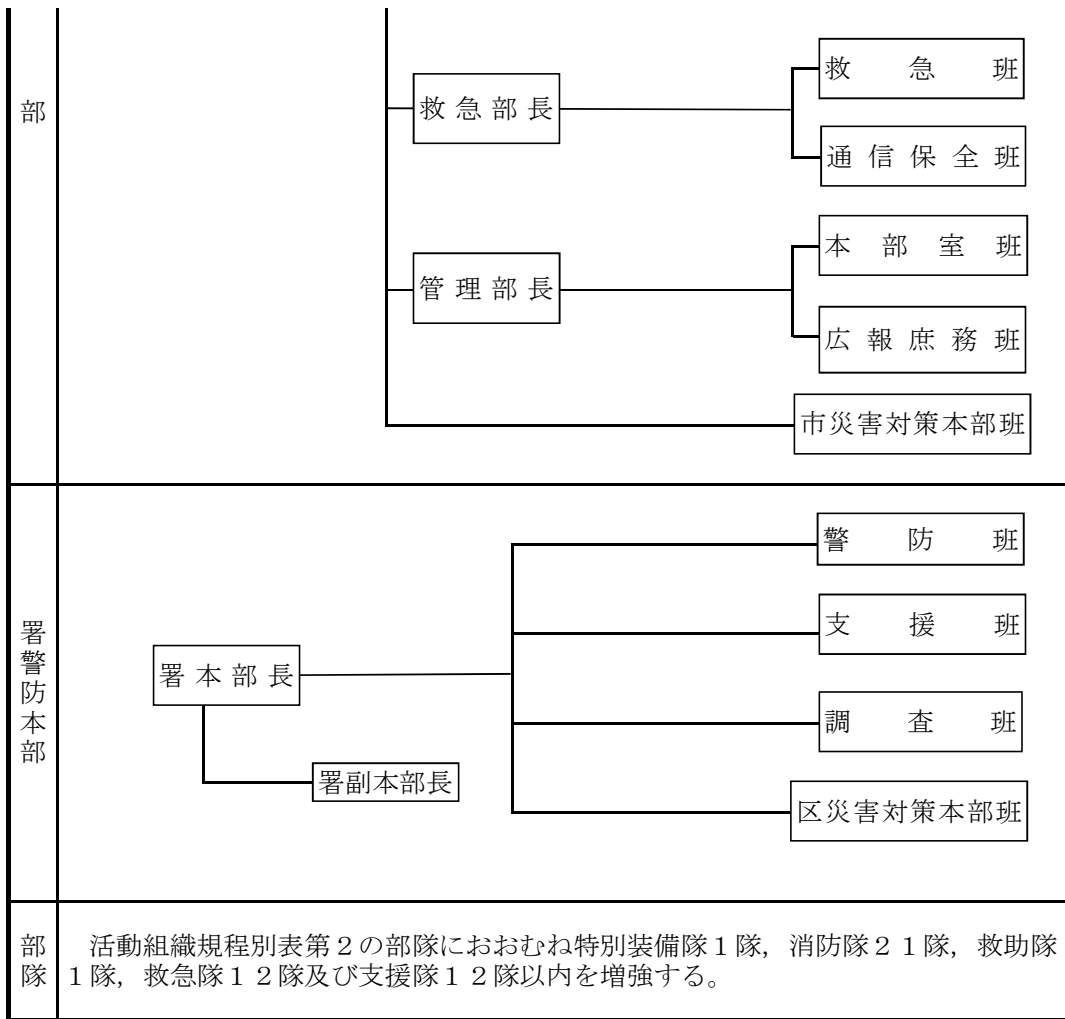
1 平常警防態勢



備考 必要に応じ、消防職員（以下「職員」という。）の一部を召集する。

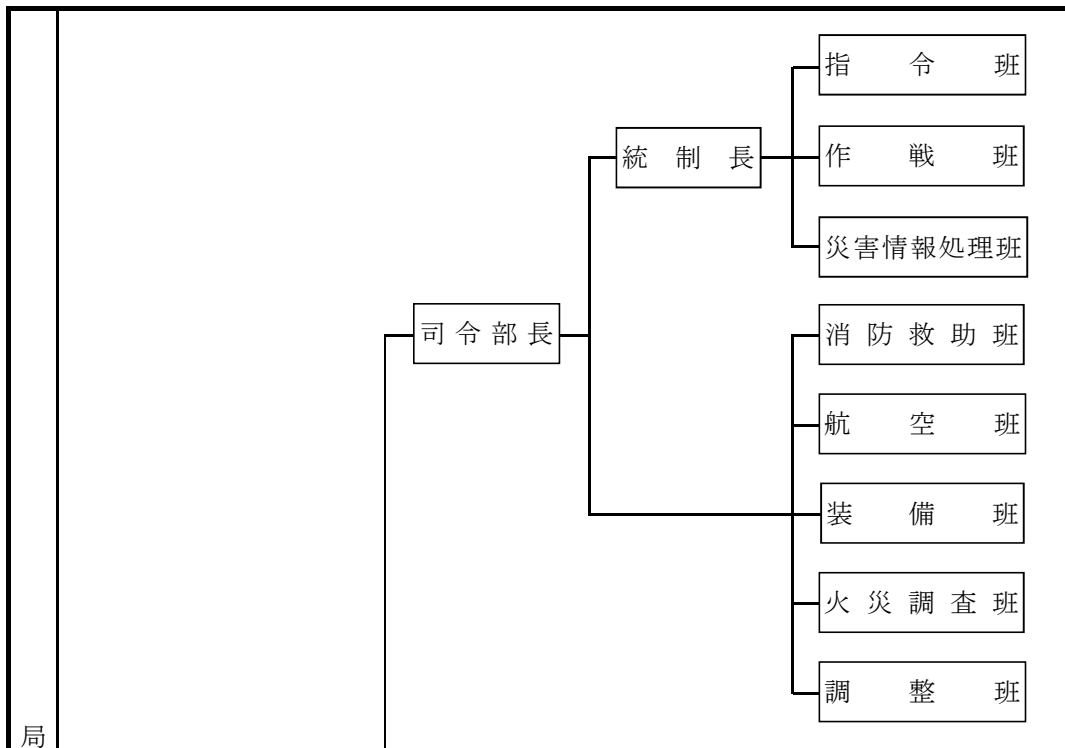
2 第1号警防態勢

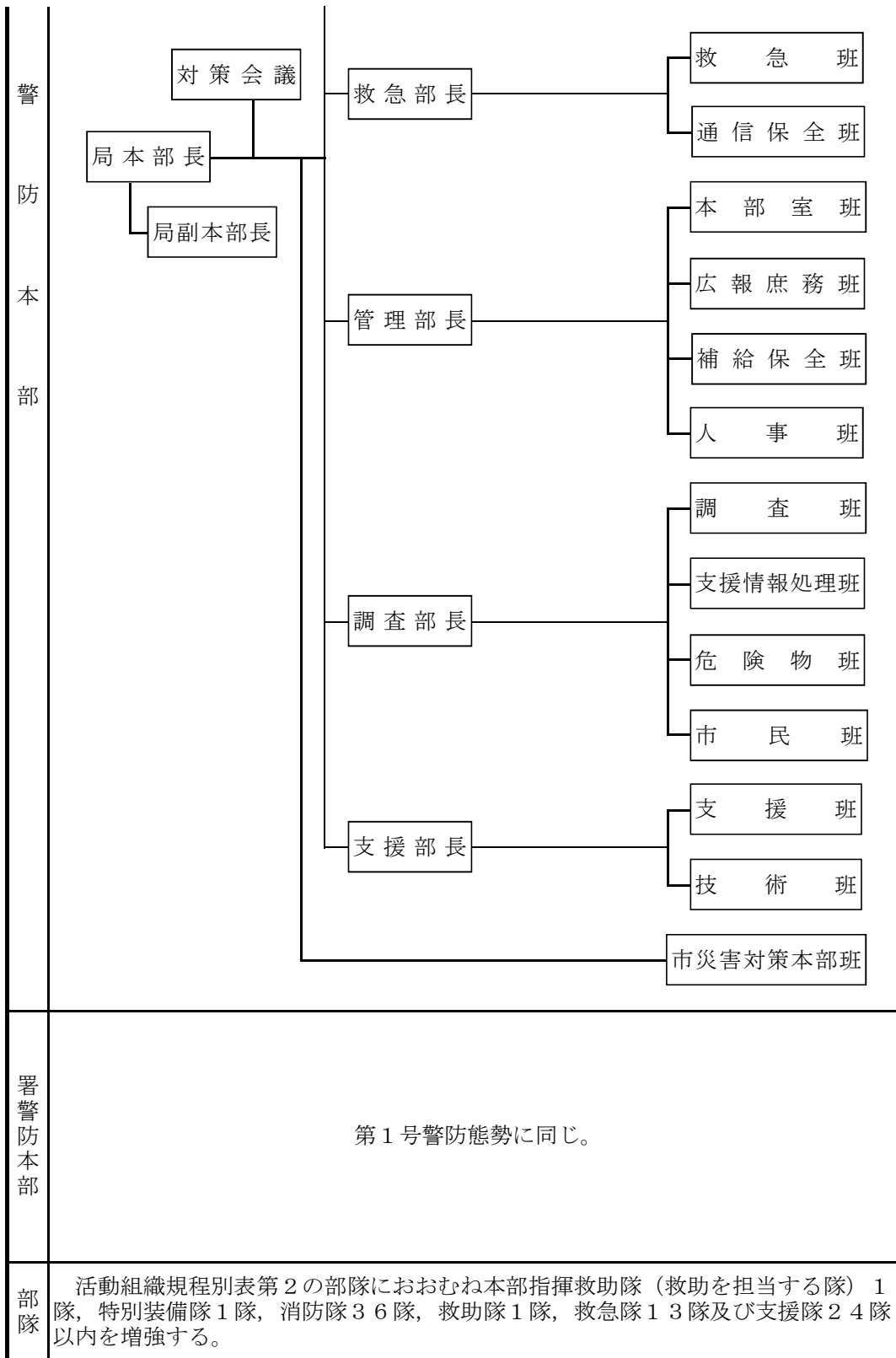




備考 職員の一部を召集する。

3 第2号警防態勢





備考1 消防司令長以上の消防吏員の全員を召集する。

2 消防司令長以上の消防吏員を除く職員のうち，局警防本部についてはおおむね2分の1，署警防本部についてはおおむね3分の1を召集する。

4 第3号警防態勢

局 警 防 本 部	第2号警防態勢に同じ。
署 警 防 本 部	第1号警防態勢に同じ。
部 隊	活動組織規程別表第2の部隊におおむね本部指揮救助隊（指揮を担当する隊）1隊，本部指揮救助隊（救助を担当する隊）2隊，特別装備隊2隊，署指揮隊12隊，消防隊52隊，救助隊1隊，救急隊13隊及び支援隊94隊以内を増強する。

備考 職員全員を召集する。

別表第2市災害対策本部班の項中

「

- | |
|--|
| (1) 毎日勤務の職員の勤務時間外における市災害対策本部が設置されるまでの間の事務のうち、次に掲げる事項に関すること。
(ア) 市災害対策本部の各部，防災関係機関等への情報伝達
(イ) 市災害対策本部用の被害情報の収集
(ウ) 市災害対策本部長への被害状況の報告
(エ) 報道機関等に対する対応
(オ) 市災害対策本部長の特命事項 |
|--|

を

」

「

- | |
|------------------------|
| (1) 市災害対策本部との連携に関すること。 |
|------------------------|

に改める。

」

別表第4増強部隊数の項中「37」を「36」に、「77」を「76」に、「53」を「52」に、「178」を「177」に改め、同表署警防本部の項中「37」を「36」に、「75」を「74」に、「53」を「52」に、「173」を「172」に改め、同表署警防本

「

部別の項中

5		2	2	9	1	7		2	7	17
---	--	---	---	---	---	---	--	---	---	----

を

」

「

4		2	2	8	1	6		2	7	16
---	--	---	---	---	---	---	--	---	---	----

に改める。

」

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)